



非営利団体認定の資格基準

本サービスを受けるためには、その団体が、日本国における非営利団体、慈善団体、または公的教育機関であると認められること、およびその資格を示した株式会社セールスフォース・ジャパンの指定する文書を提出することが必要です。

資格基準

以下のいずれかに該当する団体であること

※ 資格基準を満たす場合であっても、資格対象外の基準に該当する場合は、本プログラムが適用されない場合があります。

- 特定非営利活動法人（NPO 法人）
- 認定特定非営利活動法人
- 公益財団法人
- 公益社団法人
- 社会福祉法人
- 宗教法人
- 更生保護法人
- 学校教育法第一条に掲げられている教育施設（一条校）
 - 小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園
- 幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園
- 大学共同利用機関法人

※ 一条校を管轄する教育委員会、国立高等専門学校を設置・運営する独立行政法人国立高等専門学校機構を含みます。

※ 一条校は、2020/6/15 以降に新規でお申し込みいただいた団体を対象とします。

※ 独立行政法人国立高等専門学校機構（および国立高等専門学校機構が設置する国立高等専門学校）は、2024/6/1 以降に新規でお申し込みいただいた場合を対象とします。

※ 大学共同利用機関法人は、2023/2/1 以降に新規でお申し込みいただいた団体を対象とします。

さらに、以下の要件を満たす必要があります。

- 団体の主たる目的が政治活動ではないこと。
- 団体の主たる目的が、スポーツチームの支援や、スポーツのイベント、競技大会、試合などの主催・振興ではないこと。
- 団体の主たる目的が、会議やセミナーの推進ではないこと。ただし、非営利活動の効果を高め、公益活動を促進するための会議やセミナーである場合は、この限りではありません。
- 団体において、民族、人種、国籍、宗教、性別、性的指向、年齢、障害、容姿、言語、学歴、職歴などに基づく、不当な差別が行われていないこと。
- 団体構成員が1名ではないこと。

以下の団体は本プログラムの対象外となります。

※ Power of Us プログラムの資格対象となるには、その団体が本プログラムの資格基準を全て満たすと同時に、資格対象外の基準に該当していない必要があります。

- 病院、医療機関、入院治療施設、診療所、大学病院を含む学術医療センター
- 健康保険団体、または医療保険事業者
- 次を含む経済産業振興団体
 - 商工会議所
 - ビジネス特区
 - 商業事業開発が目的の地方および地域の経済開発団体 (DMO法人を含む)
- 業界団体または事業者団体
- 政府または地方公共団体から資金援助を受けている非営利団体で、独立した役員会を置かずに機能しているか、または政府機関もしくは地方公共団体によって運営されている団体